資料１

固定資産税の価格決定の流れ

市　町　村　長	知　　事	県固定資産評価審議会

評価替え年度（令和６年度）

令和５年
１月　（１日：価格調査基準日）
４～９月　基準地価格の評定・報告 → 基準地価格の検討・調整 → （諮問） → 基準地価格の審議（10 月 31 日）

11 月　基準地の確定、標準地の価格の検討、確定【路線価の付設、各筆の評価】 ← 基準地価格の決定・通知 ← （答申）

↓

令和６年度総評価額の見込額の算出・報告 → 総評価見込額の検討・調整、提示平均価額の算定 → （諮問） → 提示平均価額の審議（２月）

令和６年
１月　（１日：賦課期日）
各筆の評価額の確定 ← 提示平均価額の決定・通知 ← （答申）

３月

↓

４月　価格等縦覧帳簿の縦覧、路線価図等の公開

↓

納税通知書等の送付【令和６年度課税】

※指定市町村の基準地価格・提示平均価額については、地方財政審議会固定資産評価分科会の意見を聞き総務大臣が調整

据置年度（令和７年度・８年度）

原則として、据置年度（令和７・８年度）においては、基準年度（令和６年度）の価格を据え置く